

令和6年度 野洲市農業委員会だより

■ 第25期 農業委員会委員

会 長 立入 三千男 職務代理者 田中 靖志 (任期: 令和5年7月20日～令和8年7月19日)

議席番号	氏 名	意見区域	議席番号	氏 名	意見区域
1	野 洲 秀 一	安治・五条	14	井 狩 憲 一	入町・長島
2	針 本 一 春	比留田	15	辻 美 智 子	菖蒲・喜合
3	北 中 良 夫	市三宅・竹生・久野部	16	島 村 平 治	小南
4	井 上 輝 子	比江	17	清 水 稔	中北・江部・上町・下町
5	中 濱 佳 久	堤・下堤	18	山 本 芳 隆	北
6	橋 本 高 明	北比江・小比江	19	岩 井 正 男	五之里・富波乙
7	森 恒 仁	桜生・縄手・駅前	20	青 木 章	南樓・北桜
8	田 中 靖 志	木部・八夫	21	川 東 静 佳	小篠原東部・西部
9	角 出 昇	吉川	22	石 塚 健 一	富波甲・辻町・上屋
10	北 浦 一 宏	井口・須原	23	小 森 喜 一	高木
11	木 村 二 郎	野田・六条	24	廣 瀬 久 雄	乙窪・吉地・西河原
12	市 木 和 雄	前田・小中小路・大中小路 東林寺・山出・妙光寺	25	山 田 富 男	大篠原・小堤
13	米 澤 博	虫生	26	立 入 三 千 男	野洲・四ツ家・行畑

※ 令和6年度農業組合長をご紹介します。

野洲地区	
野 洲	立入 三千男
四ツ家	鈴木 市朗
市三宅	北中 良夫
行畑	竹内 啓治
東部	福山 久美子
西部	鷺田 忠弘
桜生	森 英樹
久野部	富田 久和
竹生	竹内 薫

祇王地区	
上町	小嶋 徳三
下町	山田 年男
江部	野村 明一
中北	清水 稔
北	山本 真佐雄
上屋	堤 繁男
辻町	石塚 健一
富波甲	角 亨
富波乙	竹内 睦夫
五之里	川崎 智昭

中主地区	
比江	布施 明
小比江	大崎 正彦
北比江	橋本 高明
乙窪	廣瀬 久雄
吉地	江波 光雄
西河原	増田 誠治
比留田	岡本 英嗣
木部	田中 靖志
虫生	白井 己代治
八夫	北脇 美代次
野田	河瀬 敬二
五条	築山 源太郎
安治	吉田 芳一
須原	富田 眞至
下堤	尾場 半右衛門
堤	野神 好一
井口	北浦 一宏
六条	辻川 清太郎
吉川	吉川 久和
菖蒲	東 昇一

三上地区	
山出	桑川 藤太
東林寺	鎌江 直秀
前田	市木 和雄
小中小路	田中 考司
大中小路	西村 権四郎
妙光寺	坂口 秀治
南樓	萩原 誠次
北桜	田中 一男

篠原地区	
大篠原	川端 茂夫
小堤	高谷 誠次
入町	玉本 邦雄
長島	中村 幸道
高木	田中 清蔵
小南	山本 英治

■農業委員会へ許可や届出が必要です

○農地を農地のままで権利移動する場合(売買・賃貸借等)

農地法第3条第1項の許可申請

市内農地の権利を取得する場合⇒農業委員会申請・許可

農業経営基盤強化促進法に基づく権利の設定・移転

農用地利用権設定等申出書を農林水産課へ提出

○自己所有の農地を農地以外に転用する場合

市街化調整区域－農地法第4条第1項の許可申請⇒農業委員会申請・許可

市街化区域 －農地法第4条第1項第7号の届出⇒農業委員会届出・受理書交付

○権利移動を伴い、農地を農地以外に転用する場合

市街化調整区域－農地法第5条第1項の許可申請⇒農業委員会申請・許可

市街化区域 －農地法第5条第1項第6号の届出⇒農業委員会届出・受理書交付

■農地を荒廃させないために

農地を耕作しないで適正に管理しないと、雑草が生え隣接する農地等にも影響します。耕作できなければ、定期的な除草等の管理をお願いします。

■農地の違反転用について

農地を転用(農地以外にすること)するには、農業委員会で手続きが必要です。許可を得ないで転用すると、法律違反になります。また、原状回復(農地にもどす)命令を行う場合があります。

■農地の賃借料のお知らせ

※10 アール当たりの金額です

農地の区分		平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田の部	基盤整備地域	7,416 円	12,500 円	2,326 円	927	全地域
	未整備地域	6,126 円	8,042 円	2,000 円	60	全地域
畑の部	普通畑	7,042 円	14,792 円	4,000 円	7	全地域(特殊畑を除く)
	特殊畑	7,649 円	10,190 円	3,000 円	15	野洲川地区農地開発区域、吉川字中瀬に存する畑地

※ 農地法第52条の規定に基づき、令和5年農地賃借料の情報提供を行います。この情報は、令和5年1月から令和5年12月までに農業経営基盤強化促進法または農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき利用権を設定し、締結(公告)された賃借料を集計したものです。

※ この情報は、実勢の集計値であるため拘束力はなく、賃借料は対象農地の状況(耕作の難易、土地の広さ、形状、水利条件等)に合わせ、当事者同士で十分協議して設定して下さい。

※ 特別な事情のもとで賃借されたと推測される契約(全賃借料データの平均値±70%の範囲を超えるもの)は除いて算出しています。

義務化されました ！

相続登記の申請

相続登記の申請が令和 6 年 4 月 1 日から義務化されました。

義務化の施行日(令和 6 年 4 月 1 日)前に発生した相続についても施行日から 3 年以内の登記の申請が義務付けられています。早めに法務局で相続登記を行って下さい。詳しくは法務局にご確認下さい。

農業委員会への届出が必要です

農地法 3 条の 3 の規定に基づき、農地の権利を取得した場合、その農地の存する市町村の農業委員会への届出が必要です。詳しくは農業委員会にご確認ください。



新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省 所有者不明」
で検索！



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

知って得する農業者年金

農業者の方は、
国民年金の上乗せの公的な年金「**農業者年金**」
に加入して安心して豊かな老後を！

終身年金で
安心！



ポイント1 農業者なら誰でも入れる「**終身年金**」

ポイント2 一定の要件を満たす方には、**保険料の国庫補助**

ポイント3 税制面で**大きな優遇措置**

